（え）		
エストラーナテープ0.09mg	(0.09mg)1.125㎠1枚	42.10
エストラーナテープ0.18mg	(0.18mg)2.25㎠1枚	58.20
エストラーナテープ0.36mg	(0.36mg)4.5㎠1枚	80.50
（お）		
オフロキサシン点眼液0.3％「ＳＮ」	0.3％1mL	48.90
（か）		
カロナール坐剤400	400mg1個	46.60
（き）		
㊎ 吸水クリーム「ファイザー」	10ｇ	20.20
（く）		
グリセリン浣腸液50％「ムネ」30mL	50％30mL1個	71.90
グリセリン浣腸液50％「ムネ」60mL	50％60mL1個	109.70
グリセリン浣腸液50％「ムネ」120mL	50％120mL1個	138.70
グリセリン浣腸液50％「ムネ」150mL	50％150mL1個	168.00
グルコン酸クロルヘキシジン消毒用液5Ｗ／Ｖ％「ファイザー」	5％10mL	10.80
クロモグリク酸Na吸入液1％「サワイ」	1％2mL1管	40.30
クロモグリク酸Na点眼液2％「ファイザー」	100mg5mL1瓶	408.80
クロモグリク酸Na点鼻液2％「ファイザー」	190mg9.5mL1瓶	330.50
（け）		
ケトチフェン点鼻液0.05％「ファイザー」	6.048mg8mL1瓶	442.60
ケトプロフェン坐剤50mg「ＳＮ」	50mg1個	23.40
ケトプロフェン坐剤75mg「ＳＮ」	75mg1個	26.90
ケトプロフェンテープ20mg「ＳＮ」	7cm×10cm1枚	12.80
ケトプロフェンテープ40mg「ＳＮ」	10cm×14cm1枚	18.10
（し）		
ジオクチルソジウムスルホサクシネート耳科用液5％「ＣＥＯ」	5％1mL	55.10
ジクロフェナクNaゲル1％「ＳＮ」	1％1ｇ	5.40
ジクロフェナクNa坐剤12.5mg「ツルハラ」	12.5mg1個	19.30
ジクロフェナクNa坐剤12.5mg「日新」	12.5mg1個	19.30
ジクロフェナクNa坐剤25mg「ツルハラ」	25mg1個	19.90
ジクロフェナクNa坐剤25mg「日新」	25mg1個	19.90
ジクロフェナクNa坐剤50mg「ツルハラ」	50mg1個	27.50
ジクロフェナクNa点眼液0.1％「日新」	0.1％1mL	41.10
㊎ 親水クリーム「シオエ」	10ｇ	24.50
㊎ 親水クリーム「ホエイ」	10ｇ	24.50
㊎ 親水クリーム「ヨシダ」	10ｇ	24.50
（す）		
スミル外用ポンプスプレー3％	3％1mL	7.50
（て）		
㊎ テルビナフィン塩酸塩外用液1％「トーワ」	1％1ｇ	24.00
㊎ テルビナフィン塩酸塩クリーム1％「トーワ」	1％1ｇ	24.00
（に）		
尿素クリーム20％「ＳＮ」	20％1ｇ	5.60
（の）		
ノルフロキサシン点眼液0.3％「日新」	0.3％1mL	42.30
（ひ）		
ヒアルロン酸Na0.4眼粘弾剤1％「テバ」	1％0.4mL1筒	4,740.50
ヒアルロン酸Na0.6眼粘弾剤1％「テバ」	1％0.6mL1筒	3,250.10
ヒアルロン酸Na0.85眼粘弾剤1％「テバ」	1％0.85mL1筒	3,307.00
（ふ）		
フェルビナクパップ70mg「サワイ」	10cm×14cm1枚	14.80
フルルビプロフェンテープ20mg「ユートク」	7cm×10cm1枚	8.50
フルルビプロフェンテープ40mg「ユートク」	10cm×14cm1枚	13.60
（へ）		
ヘパリン類似物質外用スプレー0.3％「日医工」	1ｇ	18.70
ヘパリン類似物質油性クリーム0.3％「日医工」	1ｇ	10.10
㊎ ベンザルコニウム塩化物消毒用液10Ｗ／Ｖ％「ファイザー」	10％10mL	6.60
（ほ）		
ポビドンヨード外用液10％「マイラン」	10％10mL	14.70
ポビドンヨードガーグル7％「マイラン」	7％1mL	2.40
ポビドンヨードゲル10％「マイラン」	10％10ｇ	43.10
（ろ）		
ロキソプロフェンNa外用ポンプスプレー1％「ＴＣＫ」	1％1ｇ	7.80
ロキソプロフェンNa外用ポンプスプレー1％「ＹＤ」	1％1ｇ	7.80

○厚生労働省告示第二百九十四号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年六月十九日から適用する。

平成二十七年六月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第7に次のように加える。